

住所

殿

経済産業大臣



法附則第 3 条第 1 項の規定により積み立てるべき積立金の額の算定  
(変更) 通知について

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定により積み立てるべき積立金 (以下本様式において「附則積立金」という。) の額を下記のとおり算定 (変更) したので、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則 (以下本様式において「施行規則」という。) 附則第 3 条第 1 項 (第 2 項) の規定により通知します。

なお、この通知について不服がある場合は、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。

訴訟により、この通知の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国 (代表者法務大臣) を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

附則積立金の額

(変更後の) 附則積立金の総額 (千円)	うち分割して行われる 積立てに係る利息に 相当する額 (千円)	(変更後の) 附則積立 金の算定の基礎の概要 (注 1)

